

で、例えば上曾根とか下貫村とかの現在の村についてはわかるようになつていなかることである。いさきか不明瞭な点も多いが、幕府の命令によつて書き出されたため、以前の郷村改めとは余り相違ないようになりさせた要素の強いものになつていて、実態を表していないように思われる。

第91表 天保二年郷村帳

郡名	古改高(石)	田(石)	寛文四年新	田(石)	貞享元年新	後新田(石)	貞享元年以
企救	四六、八三、五	九、五、七	七、三、九	○	○	六、七	
川	五六、八九、一	一〇、五六、八	五、八、一	五五、五	三四、四		
都	三四、二七、一四	九、一五、七	一、五、一	四二、五	三四、三		
津	四〇、七七、一五	八、五、〇、〇	三、四五、七	八五、四	三六、九		
城	三、八四、一	五、一五、三	一、五、六、八	四五、〇	三三、一		
毛	二〇、八九、一三	七〇、六	九〇、〇	九〇、〇	一〇、九		
計	一四、四九、一九						
合	四六、八七、〇六						

天保六年(一八三五)、郡代の山田平右衛門が新代に就任(期間は天保十年まで)して、次のような政策を打ち出した(文書)。

一 水帳の改正(実は水帳の点検) 二 年貢その他の取り立てを名寄せ
帳に基づいて行う 三 歩掛米取り立ては止める 四 糜藁・薪札・鶴卵などの運上は定式納化し、銀五貫目替えの米納とする 五 差上米は定式額にて上納の事 六 出米の段階相場は当年から中止する 七 郡中では村・手永・郡単位での拝借(藩からの借財)がかさんでいるので、当年から天保十年までの五か年間は据え置く。

また、山林の種類は上り山（藩有林）と仕立山（民有林）の二つである。その他に請山があった。請山とは藩有林の下草伐採などの利用を許す。

さや所有形態を記録している。山林は、小笠原氏入国時は上り山（藩有林）・定請山・当請山・仕立山の区別はなかった。すべては上り山であつたのを、元禄十五年（一七〇二）に郡代の宿久善左衛門が山林法を設けた。上り山・定請山以下の山林の区別を設けて、反別の調査をして、運上銀制度も定めた。この運上銀制度は、薪札を発行して百姓の利用の便を図った。これは、四ツ高一〇〇石につき、銀一匁五分の馬札三枚、銀七分の歩行札六枚と無高百姓には一〇軒につき銀七分の歩行札五枚ずつを発行した。この薪札銀札は領内全体で銀五貫八〇六匁余である、仲津郡は五〇三匁である（「豊前日交要略」「福岡県史」）。

農民の手を西の保護にかゝづけたらしい。のうへた強いてこの方策を実行しようとしたのは、後述するようく、郡代を中心として繰り広げられる藩の国産政策の一環として出されたものであるといえる。特に、糠糞・鶏卵などの運上銀を藩札や錢で徴収していたものを米で上納させて換金化しようと意図したものである。出米相場の通達の廢止はそういう意味で解釈が成り立つ。

以上のような施策を発表しているが、詳細はわからない。年貢その他の取り立ては、ほんのささいな変更でも農民に大きな変化をもたらすものであつたに違いない。差上米の定納化にしても不作の年には今まででは軽減があつたし、また歩掛米に至つては藩の郡土蔵に納められたが、その多くの運用は大庄屋に委ねられ、無尽講や郡・手永の融通に用いられ

されたものであり、いずれも使用料として運上銀を納めた。

この年の山鑑改正は、帳面と実態の点検を中心に進められ、九月には新規に仕立山を願い出たものは一反につき銀五〇日の運上を納めるよう、山奉行が沙汰した。これは、十一月には五か年賦上納になつたが、上納できない場合には藩有林とするとの強硬な触れになつた。これは、当然、山鑑帳の作成が従来と変わつてるので、企救郡では大庄屋たちは当惑し種々協議したが、相互に意見の調整がつかなかつた。結局、郡方役人が調停に入り、運上銀を二〇か年賦上納とする。そして、一応、郡土蔵から貸し出すことで解決した。こうして無事に山鑑の改正作業は完成した。企救郡では大庄屋層には仕立山返上を含む強硬意見もあつて、山奉行と真っ向から対立する者さえあつた。管轄の異なる郡方役人の労によつて解決した事業となつたのである。

(二) 国産政策

文政の国産仕組み

文政十年(一八二七)十月、藩は初めて本格的に商品流通からの収益を目指して国産政策を開始した。田川郡において始めた模様である。同郡内の産物を産物会所に集めて小倉・下関・大坂、さらに諸国へ販売するという内容である。対象となつた産物は、生蠣・鶏卵・楮・葛・蜜・半夏・蕨せん・胡麻・辛子・荏子・山薬・茯苓・竹皮などであつた。会所の引受方に香月七郎右衛門を命じ、同郡の大庄屋たちが産物支配方を任命された。〔田川郡郷土研究会編『津野』、『八角家文書』〕この仕法は、産物会所が藩札で産物を買い上げて大坂で販売しようとして、他所売りと販売価格を統制しようとした。多くの藩で実施された専売制度は、究極的には産物の買い占めによる流通過程からの利潤の獲得

に目的があつた。この仕法は産物の買い占めを意図していない。むしろ「大坂での銀繰りを可能にする目的」(野口喜久雄「小倉藩における国産政策と御用」)で始められた。つまり、少しでも藩財政の資金繰りが容易になればといふことで始められたものであつた。

この仕組みで中心的に取り扱われた商品は、生蠣と鶏卵であつた。特に、生蠣は銀高のほとんどを占めた。ところが、この仕法の欠点は藩札の値打ちに左右されていたことにあつた。藩札の下落は、藩札の新規発行(後述)を余儀なくさせたが、それでもなおこの仕法は持続できず失敗した。

国産方仕法

天保四年(一八三三)八月、藩から領内で五〇六万石規模の買米を試みないと大庄屋に伝えられた。

買米については、文政五年(一八二三)、「御買米の義、地方へ引受候様ニとの御趣意」(『中村平左衛門』)につき、大庄屋は評議したとみえる。

『同日記』によれば大庄屋たちは、買米の世話役を村役が引き受け、米値段の相場・世話料について上申したとあつて、既に実行されていたことがわかる。

この天保四年の五〇六万石の買米が成功したかどうかは不明である。同月十九日には、郡方役所の杉尾貞藏が「国産方」を拝命している。ところが、十一月十八日に突然「此節世情物騒ニ付御止メ」と中止している。

ところが、翌天保五年五月、国産方役所が発足した。そして十二月には田川郡構・上野両手永の大庄屋を「郡中吟味役国産方引請」とし、天保六年一月には田川郡の在方町の商人たちを「国産繰り方御用掛」に任命した。そして、小倉城下町商人の住吉屋音右衛門と伊崎屋善次郎を

「国産御用掛」にした。特に、伊崎屋には両替所も命じた。この国産政策は、小倉城下町商人を通じて、農民の余剰米を集荷し（買米政策）、その他の産物をできるだけ大坂に送らうとしたものであった。この仕法の成果は上がったとみえ、郡代の原源太左衛門が「国産方にて御出精有之、御益も相立」という理由で三〇石加増、同じく田川郡の小出段蔵も

三〇石加増された。

そして、この買米政策は、天保七年三月には「買米仕法」として整備された。その内容は、一 国産方米切手を発行する 二 米切手による年貢上納は勝手次第 三 六郡の散米（農民の余剰米）その他の産物の銀値相当の分を申し出次第に新札を渡す 四 企救郡の田野浦、上毛郡の宇島の二か所に、産物買集所を建てるなどである。藩側の国産方の役人は、本締め役に原源太左衛門 そして末松半右衛門・杉尾貞蔵・平緒権平・藤田友助・宮下由右衛門などである。しかし、この政策も藩札の値打ちに左右されていた。後述するように、当時の平野屋札も貨幣価値の下落の危機を迎えていて、天保五年に低下防止を図った。天保七年には、下落を防ぐことは困難になつて、藩は新しい藩札を発行して平野屋札との交換を命じた。こうして、平野屋札を通じての国産政策は行き詰まつた。十一月には本締め役の矢野五郎次郎が罷免され、後任に平林茂兵衛・大池丹吾がなり、勘定奉行には伊藤半右衛門がなるなどの人事異動が行われた。

郡中米穀並びに諸産物 物生蠟方会所仕法

国産方役所仕法の失敗は、大坂での資金繰りを困難にしたものと思われ、新しく発行した

藩札もまた兌換がうまくいかなかつた。天保九年（一八三八）八月には、藩財政も窮乏して、藩主の支出を含む諸役所の経常支出を節減しようと

図つた。そして三度、産物統制の政策を展開した。天保十年、生蠟方会所を設け、喜久田丈助・畠久又作の兩人を郡中生蠟方に任命した。翌十一年の十一月には仲津郡大橋村の豪商柏木勘七を江戸廻生蠟御会所御用掛とした。

この産物統制については、天保十年八月に郡代の原源太左衛門から次のように通達があつた。

一 御郡中の米穀並びに諸産物は残らず、田野浦へ積み送り、毎月六日を商売の日と定め、問屋と相対取引をする事 二 荷主が申し合わせて取引することで相場もたつ 三 問屋口銭などを一五^{ハシナカ}引き下げることによって荷主の利益がもたらされる 四 値段が引き合わないときは、各自で大坂に送つてもよい 五 為替銀を希望する者には代金高の七〇^{ハシナカ}を貸し渡す、以上の内容であつた。

前回の仕法よりも緩やかであるが、生蠟方仕法については不承知の者があつて、農民・商人たちからは不評を買つてゐた。そこで、藩は十一月に、京都郡行事村の豪商玉江彦右衛門（飴屋）と上毛郡八屋の豪商万屋助九郎を諸産物田野浦引請世話方とし、大庄屋たちを同御用掛に任じて、集荷促進を図つた。今までの国産方仕法の失敗は、ほとんど藩札の下落にあつた。そのため、天保十一年五月に両替準備金一万六〇〇〇両を領内の豪商・豪農から調達して備えた。そのうえで、領中の金銀銭の使用を厳しく取り締まつた。こうして、会所仕法の再編を通達した。

一、領中の産物は何品に限らず、散穀（余剰米）などは勿論一切を会所に持ち寄ること。

一、荷物は会所へ持ち出した時の相場で取引する。

一、荷主に前貸しはしない。すべて現物取引とする。

一、値段は売り仕切りから諸経費を差し引いて支払う。

一、為替銀借用（代金の内払い）は相場の八割で為替をもつてし、決済までは利子をつける。

一、取引はすべて銀札（藩札）で行う。

一、以前から取引している問屋から前貸しを受けている者については代わって当方より前貸しをする。

一、企救郡の産物会所は、小倉室町一丁目に置き、受け持ちは玉江義平と万屋助九郎とする。

一、田川郡・京都郡・仲津郡の産物会所は玉江義平（飴屋支配人）とする。

一、築城郡・上毛郡の産物会所は万屋助九郎とする。

このような会所がどの程度機能したかはよくわからないが、余り効果は無かつたようである。藩が、飴屋・万屋の蓄財を当てにしたやり方と理解した方がよさそうである。案の定、藩札は翌上一年の冬には下落し、ついに十三年暮れには底値になつて、「御国札両替無之」となつた。

そして、天保十四年、大庄屋たちが藩の譲問にこたえて、いましばらく年延べするように申し入れたことで、藩は弘化二年（一八四五）から三か年の中止を決断した。七月には諸品の売買は勝手次第と通達した。

（三）藩札の発行

平野屋札の発行

小倉藩の藩札の発行は、延宝六年（一六七八）が初めてである。その後、幕府の禁令によつて途絶えたが、享保十五年（一七三〇）の藩札解禁令によつて再発行され、以後幕末まで続いた。藩札は、天保二年（一八三二）には、文政初年（一八一八）ごろ段階では一匁二錢六〇文の交換相場であったものが、一八文にまで下落していった。翌三年には一五文にまで下がつた時点で、藩は大坂の平野屋五兵衛（小倉藩の御用達・銀主）の出資を仰いで新藩札を発

行した。これを「平野屋札」という。古い藩札が錢一六文の相場に比べ、錢一〇〇文の通用と触れ出された。この平野屋札と正銀貨との両替は、小倉京町一丁目に置かれた平野屋の出店ですることができた。しかし、旧藩札は下落したままであつたので、領民にとつては藩札の下落に対する根本的な解決にはならなかつた。この旧藩札の通用も、天保五年（一八三四）三月限りであつた。

平野屋札の信用も、天保四年より同五年にかけて、八四、五文に下落した。これは、両替限度額が一〇〇〇貫目であつたことによつていた。そこで、同年五月には限度額を超えて応じることにしたため、交換相場は当初の一〇〇文に回復した。ところが、天保七年になつて突然、通用停止が触れ出された。この間の事情ははつきりしないが、平野屋から銀主断りの申し入れによつたものであろう。

天保の新藩札

（一八三七）五月、國產方御用掛商人に国札の両替金の引き受けを依頼した。この要請には、次の商人たちが応じた（括弧の中の数字は出金）。中津屋善六（一〇五〇両）・住吉屋音右衛門（一一八〇両）・米屋利右衛門（二〇五〇両）・伊崎屋善次郎（一五六〇両）・綿屋茂兵衛（一四〇〇両）・広島屋甚助（一一七〇両）・吉野屋用助（二二〇〇両）・米屋甚六（五五〇両）・飴屋彦右衛門（一一五〇両）の計九人である。金高一万三二二〇両であった。出資した商人は、飴屋を除いてほとんどが小倉城下町商人である。さらに、同年十一月になり、この両替金の増資を求められた。この増資には前記の商人のほかに、城下町商人の米屋喜兵衛と宇島の万屋助右衛門・助九郎父子が加わつた。

藩は出資者に対して、抵当として米切手を渡した。つまり、藩は天保

九年の年貢米を抵当として出金させたのであり、出資者はこの米切手をもって諸方に借銀をして決済しようとした。このようにして調べられた

両替準備金により、国札が通用・流通した。この両替準備金に拠つた藩札も、やがて両替金の不足により流通困難になった。

天保十一年（一八四〇）一月、郡代原源太左衛門は六郡の大庄屋と飴屋・万屋に「国札両替御用」を命じた。ここに、三度両替準備金の増資が図られた。当時の藩札の流通高は四〇〇〇貫目であった。次の場合で、この準備金は調えられた。準備金を四等分して、藩、城下町商人、六郡大庄屋たち、飴屋・万屋が負担するよう命じた。この要請に対し、六郡大庄屋は次の献策を藩に対して行つた。

一、各郡に両替所を設け、郡方で必要な分は大庄屋の責任で両替する。小倉両替所に持ち出さない。

一、その代わり、穀類・諸産物の「旅売り」を許可してもらいたい。

この二点を基本として、さらに飴屋・万屋の一ヶ月の両替額を三〇〇

貫目にして欲しいと要望した。これに対して、藩は大庄屋の要望を否定して、出金の名目を変更した。両替準備金ではなく、「御用借の先納金」に変更し、総額も二万五〇〇〇両となつた。この内訳は、飴屋に六〇〇〇両、万屋に七〇〇〇両、六郡には一万二〇〇〇両であった。各郡の分担は、企救郡二四〇〇両・田川郡三四四〇両・京都郡一七四〇両・仲津郡二三二〇両・築城郡一三六八両・上毛郡一〇三三三両であった。そして、上納後の返済は、秋の年貢収納分のうちから月一步の利息を加えて元利返済することになった。

同年五月に至つて、今度は「両替本御差支」という理由で、六郡大庄屋に六〇〇〇両の借り入れの申し入れがあつた。そこで大庄屋たちは、

両替本の米屋喜兵衛から事情を聴き、六郡で三〇〇〇両を調達することにした。しかし、この大庄屋たちの申し入れは、藩の受け入れるところとならなかつた。このため大庄屋たちは、飴屋・万屋及び柏木勘七と米屋喜兵衛らと協議した。この結果、飴屋・万屋両商人を両替本とし、城下町商人を除外するよう求め、さらに、藩札出高を三万二〇〇〇両と見積もつたうえで、その負担方法を示して藩側と交渉した。しかし、藩側とは容易に折り合ひがつかず、最終的には藩側が提出した妥協案を大庄屋側が受け入れて決着した。

町方	六四〇〇両
内	九六〇〇両
郡方	六〇〇〇両
	一五〇〇両
	一五〇〇両
	三〇〇両
	新屋庄藏
	柏屋勘七

このようになり、藩の最初の主張どおり町方が四〇〇〇両、郡方は六〇〇〇両の割り振りとなつたが、六郡の負担は軽減した。軽減分は在町の豪商が負担することになった。さらに、新屋・柏屋が加わることで、飴屋・万屋の負担も軽減された。その後、六月になつて、仲津郡錦原本陣（現京都郡豊津町）に、郡方・町方の両替掛が参集し会合をもつて次の取り決めをし、藩側に要求した。

一、二万二〇〇〇両分以外の国札は封印して両替掛に預けて欲しい。

一、両替日は毎月三斎とする。

一、諸経費として三〇貫目余を下げ渡して欲しい。

一、米穀・諸産物の積み出しは「地方取り計らい」とする。

こうして、産物の一手掌握をすることによって両替本銀の確保を図ろうとした。大庄屋たちも両替御用が仰せつけられた。また、この時の大庄屋たちの反応の中には、城下町商人に対する反発があった。その一方で飴屋・万屋たち在町商人には協力的であった。

九月になって、藩は年貢収納業務を筋奉行と代官で執り行うように触れ出した。つまり、御藏番・郡目村・六郡回役などの諸役人の出役を中心止した。そして、両役の指示で、手永手代と子供役、さらには村役人が年貢収納の業務の中心的な役割を命じられた。

以上の趣旨にしたがって、領内の諸産物及び散米の売買は玉江義平（飴屋の支配人）・万屋助九郎が担当することになつて、産物会所を開設した（前述の郡中米穀並びに諸産物生蠣方会所仕法を参照）。しかし、十一月には大庄屋に命じていた大庄屋の出銀・両替御用を召し上げて、藩の方で両替を行うようにした。

二 安政期の改革

(一) 農村政策

島村・河野ラ インの成立 嘉永六年（一八五三）にペリーが浦賀に来航したため、幕府をはじめ諸藩はこれから海防について本格的な対応に追わることになった。小倉藩も浦賀の警備を幕府から命じられた。藩財政は慢性的に逼迫していた状況にあつたうえに、これらの警固の軍事費が重くのしかかってきた。こうしたなかで、翌年（十一月二十七日に安政と改元）の一月、勝手方引受け家老の小笠原内膳（嘉永六年二月就任）が罷免され、代わって島村志津摩が任命された。また、四月

には郡代が二木弥右衛門から河野四郎に代わった。そして、早速儉約令が出され、嘉永三年以来の掛米が藩士（大庄屋も藩士扱いであったから含まれる）に申し渡された。そして、六郡には武備整備のため三〇〇〇両余の御用借が申しつけられた（『田川市史』上巻）。

長井手永農

藩は年貢収納をいかに維持していくかが課題である（一四四）以来の農村の再建を継続しつつ、農業経営の維持に腐心している本百姓を保護していかなければならなかつた。当時の農村の状況を嘉永六年の「丑御用日記」（『長井手永大庄』）には次のように紹介している。

一、諸役目が多いため、本田をもつ百姓が我先に高を減らすので、村の田が多くなり作向きは荒れている。

一、村々の役目は、高一石につき五・六人、また竈にも五・八人も掛けている。

一、役目は一人前二升ずつの差引なので、秋の収納時の算用差引額が莫大である。

一、（略）

一、百姓經營の中以上の百姓は新地・徳田を多く所持し本田はあまり所有していない。あるいは、中田以下のもので地味のよいものを買い求めている。

一、高持百姓は百姓經營が中以下のものばかりで、勝手不如意に陥り、そのうえ悪田や上々田・上田ばかり持たされている。

一、難儀百姓に限つて本田高を多く所持している。
一、川土手の破損付近はほとんどが新地にもかかわらず、本田を所持している百姓にそこの普請をさせている。

一、（下略）

この史料は次のような農村状況にあることを記している。諸役目（普請などの夫役や、手永・村入用などを指す）が多い→困窮百姓の増加→田畠